第54号　全世帯配布
昭和39年8月20日

広報 よしわら

発行所 吉原市役所
吉原市今泉43の1
電（代）②3111番
夜間休日 ②3100番
編集 市長公室

市勢			
東経	138度41分	人口	
北緯	35度09分	国勢調査(35.10.1現)	住民登録 39.7月31日現
東西	14.71キロ	総数 80.944人	87.110人
南北	25.51キロ	男 40.547人	43.969人
面積	174.56平方キロ	女 40.397人	43.141人
		16.239世帯	18.956世帯

水を節約しましょう

赤ちゃんでもドラムカン2本
出しっ放し・まき水は断水のもと

連日のうだるような暑さに、寒暖計と水の使用量はこのときとばかり、それこそうなぎのぼりです。市民のみなさんが、一日に使う水の量はなんと二万六千トン～一万七千トン、一人の赤ちゃんも大人も平均すると日に四百リットルで、これはドラムカン二本の水をあけていることになります。

〃暑いから水が必要なのだ〃もっともなことです。ところが必要以上の使いすぎはこまります。つまり出しっ放しの水、まき水、過剰使用と思われるルームクーラーなどがそれで、この消費量を計算すると一日にたっぷり五千トン、全使用量の三分の一を無駄使いしていることになり、これがみなさんの生活水量をおびやかしているわけです。

いま市がもっている四つ（第一水源、第二水源、伝法水源、旧水源）の施設をフル運転しても、一日の揚水量は一万七千トンどまりで、計算ではトントンですが貯水の間もない〃火の車ならぬ水の車〃のカラ廻りというわけです。

断水はいやです…しかしいままでのような使い方では「水不足」は解消するどころか深刻になるばかりです。これでは水の都といわれる吉原も東京サバクにもなりかねませんし、いざ火災発生というときも大変なことになります。

水道課では絶対に断水をしないよう常に無駄と思われる水は使わない〃節水〃の協力を呼びかけていますが、もしも自然現象の悪影響から、やむをえず断水措置をとるばあいは、給水するためのタンク、容器などを備え万全をはかっていますが、かんじんのみなさんの方に「バケツはない、どうしたらいいのか――」ではピンチはきりぬけられないわけです。さきごろの断水で仮給水にあたった職員がこんなことをいっています「断水のたびにみなさんには心身ともに大へんご迷惑をかけていますが、さて私たちが当座をしのいでもらうためにタンク車などで給水しようと現場にいくといいにくいことですが、魔法ビンやヤカンをもってきて受水していく方や、タンク車の下で米をとがせてくれといわれる方が多く目立ちます。ぜひ災害防備のためにも一軒に一つバケツ、ポリエチレンの容器をもっていただきたいものです」

断水なんか予想していなかったといわれればそれまでですが、いつ天災は起るのか予測できないものです私たちは、災害に限らず安心した市民生活をおくるために一時も欠すことのできない〃水〃の確保に最善をつくそうではありませんか……

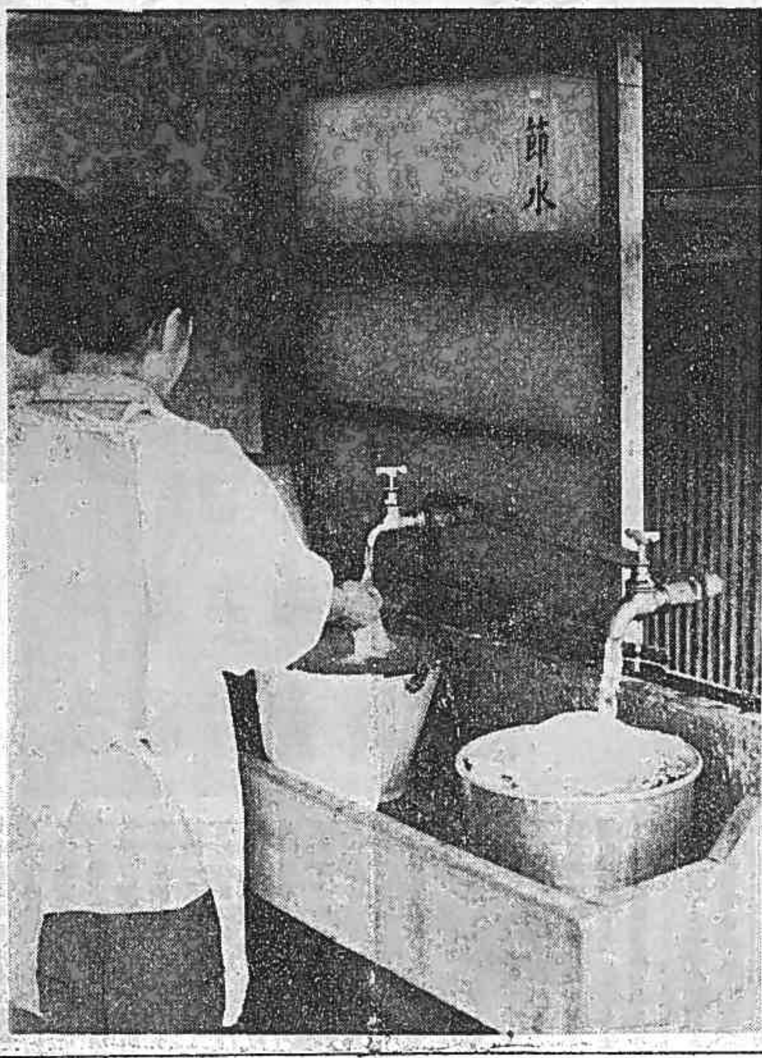

奥さん！出しっ放しはこまります――節水をしてください

計量器の定期検査
9月14日から10月3日

吉原市では昭和三十九年度の計量器定期検査を九月十四日から十月三日まで実施します。

この検査は計量法にもとづいて、適正な計量の実施を確保するためにおこなうもので、取り引き証明に使用するものは全部受けなければならないこととされています。

一トン以上の計量器または土地、建物に取り付けてある計量器については申請により所在場所で検査を受けることができます。検査日時は事前に連絡しますがあらたに事業をはじめた方や、その他の理由で連絡もれの方は該当検査場で必ず受検してください。

日程は次のとおりです。

▽9月14日（市立体育館午前9時―午後2時）東本通り一、二、三丁目、依田原一、二、三、四丁目、青島、荒田島、新通り一、緑町、日産、春日町、津田、八代町

▽9月15日（市立体育館）石坂、東国窪、西国窪、南町、錦町、新追町、西仲町、伝馬町

▽9月16日（市立体育館）宮川町、日吉町一、二、三丁目、昭和通り、住吉町、幸町、西本通り

▽9月17日（市立体育館）本町一、二、三、四丁目、宮町、大和町

▽9月18日（伝法小学校）傘木、片宿、中桁、田端町、上田端町、瓜島、弥生町、伝法町一、二、三丁目

▽9月19日（伝法小学校）千代田町、中村、上中町、長者町、三日市、宮の上

▽9月21日（今泉農協）田宿、御殿、吹上、寺市場、市場、一の宮、立小路、依田橋、栄町、富士見町、新橋

▽9月22日（今泉農協）水の上、鍛治町一、二、三丁目、駿河台、泉町、緑ケ丘、仲町一、二丁目、和田町一、二丁目、上和田町一、二丁目

▽9月24日（今泉農協、神戸支所午前9時―正午）一色、神戸一、二丁目、今宮

▽9月25日（大淵小学校午前9時―午後2時）大淵支所管内

▽9月26日（原田農協）原田支所管内

▽9月28日（吉永支所）吉永支所管内

▽9月29日（元吉原支所）元吉原支所管内

▽9月30日、10月1日、2日 所在場所検査

▽10月3日（市立体育館）指定期日に受検できなかった方

援護の巡回相談ひらく

日時―9月8日午前9時30分から午後4時まで
場所―市民会館第三集会室のA
内容―①旧軍人恩給 ②加算恩給 ③傷病恩給 ④遺族年金 ⑤戦没者の妻に対する特別給付金 ⑥未引揚者給付金 ⑦戦傷病者特別援護 ⑧未受給者、未解決者の相談

※この指導、相談には県の職員があたりますくわしくは保険課にお問い合わせてください

写真展と書道展公募
会期は9月25日から5日間

吉原市、吉原市教育委員会が主催する第三回写真展・第三回書道展をつぎによって開催いたします。市民文化向上のためにふるってご応募ください。

写真展公募

規定

一般の部

1 会期 9月25日―29日時間は午前9時―午後6時、最終日に限り午後4時まで
2 会場 市民会館
3 資格 吉原市に住所、勤務所があるもの、またはこれに準ずると認められるもの
4 種別 制限はない。ただし未発表の作品に限る
5 大きさ 四ツ切（24cm×29cm）以上。一枚写真に限る
6 出品制限 一人三点以内
7 出品料 無料
8 出品票 作品には必ず市発行の出品票をつける。出品票は教育委員会、市長公室、各支所にある
9 搬入 9月12日、時間は午前8時―午後7時 場所は市立体育館。郵送によるものは受けつけない
10 搬出 9月29日、時間は午後4時―午後8時 市民会館から
11 鑑別、審査、展示 (イ)作品はすべて鑑別を行ない選に入ったものを審査し展示する (ロ)審査は予め教育長が委嘱した審査員によって行なう

児童生徒の部

つぎに掲げるもののほかはすべて一般の部と同じ
1 資格 吉原市内の小、中、高等学校に在学しているもの。市内に在住するもので市域外の高等学校に在学しているもの
2 大きさ カビネ版以上。一枚写真に限る

◆今回の審査員 全日本写真連盟指導員 長浜慶三氏

書道展公募

規定

一般の部

1 会期 写真展と同じ
2 会場 市民会館
3 資格 吉原市に住所、勤務所があるもの。これに準ずると認められるもので満十五才以上のもの ただしこの書道展の審査員、特別出品を教育長から委嘱されたものは除く
4 種別 漢字、かな、近代詩文、小字数の四種 字句書体は自由
5 体裁 作品は表装する 条幅、枠張り、びょうぶなどは自由
6 寸法 半紙、全紙または半紙一枚半つなぎ以内 対幅のばあいは半折以下を用いる
7 出品制限 全種別を通じ一人二点以内
8 出品料 無料
9 出品票 作品には必ず出品票をつける
10 搬入 9月12日、午前8時―午後7時、市立体育館、郵送のものは受け付けない
11 搬出 9月29日午後4時―午後8時、市民会館から
12 鑑別、審査、展示 (イ)作品はすべて鑑別をおこない選に入ったものを審査展示する (ロ)審査は予め教育長が委嘱した審査員による

高等学校の部

つぎに掲げるもののほかはすべて一般の部と同じ
1 資格 市内の高校に在学するもの。市内に居住し、市域外の高校に在学しているもの

小、中学校の部

1 資格 市立の小、中学校に限る。すべては学校単位で予め教育委員会から指示した方法による。ただし小学校は4年以上
2 課題 楷書または行書
◇小学校、4年「一心」5年「町づくり」6年「明るい社会」
◇中学校、1年「田子浦港」2年「民族の祭典」3年「岳南都市建設」
3 用紙 必ず規格半紙、みの版は除く

◆今回の審査員 日展審査員 沖六鵬

※市展についてのお問い合わせは教育委員会社会教育課へ